

令和元年台風第19号で被災された
職業紹介事業者、労働者派遣事業者の方へ

「許可の有効期間の延長」と「労働者派遣事業収支決算書及び関係派遣先派遣割合報告書提出期限の猶予」を行います。

※いずれも申請などの手続は不要です。

① **有料または無料の職業紹介事業、労働者派遣事業の許可の有効期間を令和2年3月31日まで延長します。**

対象：特定被災区域※に主たる事務所を有しており、令和2年1月11日から3月30日までの間に有料または無料職業紹介事業、労働者派遣事業の許可の有効期間が満了する事業主
→特定被災区域以外で被災された事業主の方も、個別に有効期間が延長される場合があります
→次回更新申請の提出期限は令和元年12月31日までです

② **労働者派遣事業の労働者派遣事業収支決算書及び関係派遣先派遣割合報告書の提出期限が令和2年1月31日まで猶予となります。**

対象：①事業年度の終期が令和元年7月10日から同年10月30日までに属する場合
②主たる事業所が特定被災地域にある事業主は、他事業所も含めて全ての事業所が猶予対象
③主たる事務所が特定被災区域にないが、一部の事業所が特定被災区域にある事業主は、特定被災地域の事業所のみが猶予対象
④特定被災区域で資料保管を行っていた場合なども猶予される場合があります

※ 特定被災区域とは、災害救助法が適用された市町村の区域をいいます。
令和元年10月19日時点では、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部市町村に適用されています。また、各都県のホームページ、内閣府ホームページで確認できます。

【特定被災区域に関する情報（内閣府ホームページ）】
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html



【令和元年台風第19号に係る派遣労働に関する労働相談Q & A（厚生労働省ホームページ）】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00072.html



詳細は、厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局におたずねください。